

令和4年度和歌山市子ども・子育て会議 会議録

1. 日時

令和5年1月31日(火) 14:00～16:00

2. 場所

和歌山市勤労者総合センター6階 文化ホール

3. 会議次第

- 1 開会
- 2 福祉局長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議題
 - (1) 第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
 - (2) 和歌山市立認定こども園整備計画の見直しについて
 - (3) 特定教育・保育施設の利用定員について
 - (4) その他
- 5 閉会

4. 会議資料

- ・資料1 第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画進捗状況
 - (1) 子ども・子育て施策の展開(計画第4章部分)進捗状況
 - (2) 新たな取組一覧表
 - (3) 教育・保育事業等の充実(計画第5章部分)進捗状況
- ・資料2 和歌山市立認定こども園整備計画の見直しについて
- ・資料3 特定教育・保育施設の利用定員の変更申請施設一覧(追加資料あり)
- ・その他資料

5. 会議経過

会議次第1～3 略

会議次第4

議題

- (1) 第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

会長

それでは皆様こんにちは。会長をつとめております和歌山大学の村田と申します。それで

は、今ほど担当課からご挨拶がありましたように、今回、二期計画の進捗状況そして和歌山市立認定こども園整備計画の見直しにかかる議題等、事務局からご説明をいただき、ご意見いただきながら、特に私としましては、特に二つ目の議題にご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思います。

くしくもこども家庭庁の発足を前に、国会でも活発な審議が行われているところでございます。和歌山市の子ども・子育て計画がより実効性あるものとして、0歳から18歳の子供の育ち、より一層施策の充実に努めていただけるように、皆さんから活発なご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは着座いたしまして、進めさせていただきます。

はじめに、議題1、第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子育て支援課）

それでは、「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画進捗状況」について、まず、資料1の(1)「子ども・子育て施策の展開（計画第4章部分）の進捗状況」から報告します。全体の進捗状況ですが、本計画では6つの基本目標に基づき施策を進めており、全156施策中、計画策定時に令和6年度目標値を設定している施策が113施策あります。その内、昨年、令和3年度に目標値を達した施策数は65施策となっています。

それでは、1ページから11ページまで、「基本目標1 子どもの健やかな成長を支える母子保健事業の充実」についての進捗状況です。令和3年度実績と平成30年度第二期計画策定時の実績を比較しますと、コロナ禍で実施できなかったため実績が減少している事業が多いのですが、令和3年度に令和6年度目標値を達成した事業は、約3割となっています。その中でも、6ページ目の施策番号16番「乳幼児歯科検診及びむし歯予防の充実」については、着実に実績を伸ばしております。また、2ページ目の6番「産後ケア事業」につきましても、令和4年度からデイサービス型事業を開始しておりまして、今後の方向性を拡充しております。

次に、12ページから26ページ、「基本目標2 子育てしやすい環境整備の充実」について、令和3年度実績と平成30年度実績を比較しますと、こちらも、一部コロナの影響で実績が下回っている施策がありますが、約5割を超える施策において令和6年度目標値を達成しています。その中で、12ページ、29番「一時預かり事業の充実」は私立幼稚園の中で新制度へ移行した幼稚園が一時預かり事業を実施し始めたことで、実施箇所数が増加となっています。また、25、26ページの「(6) 子育てと仕事の両立支援」で掲げている各施策につきましても、コロナ禍の影響はありましたが、順調に事業を実施しています。

次に、27ページから34ページ、「基本目標3 就学前教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の充実」について、令和3年度実績と平成30年度実績を比較しますと、こちらも、一部コロナの影響で実績が下回っている施策がありますが、約5割を超える施策にお

いて令和6年度目標値を達成しています。その中で、30ページ64番「認定こども園の普及の推進」について、令和4年10月末現在で令和6年度目標値を達成し、認定こども園の普及の促進が達成されたこと、一方で、63番「保育施設の整備」について、長寿命化対策として、令和4年度に私立保育所及び認定こども園の大規模修繕を実施しておりまして、今後、市立及び私立の施設整備については、この後の議題の「和歌山市認定こども園整備計画の見直しについて」でもご説明させていただきますが、待機児童の解消と長寿命化対策を中心とした施設整備へ移行する検討を進めてまいります。

続きまして、35ページから46ページ、「基本目標4 様々な家庭への支援の充実」について、令和3年度実績と平成30年度実績を比較すると、令和6年度目標値を達成している施策は約8割を超えています。その中で、44ページ、102番「子供の虐待防止に対するネットワークの充実」については、虐待防止ネットワーク会議が、令和3年度は令和6年度目標値をはるかに上回る開催数となり、子供の虐待防止に向け、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民の方々と保育所・保健所・学校などの子供に関わる行政機関との連携が強化されております。

次に、47～69ページ、「基本目標5 子供・若者の育成支援の充実」について、令和3年度実績と平成30年度実績を比較すると、令和6年度目標値を達成している施策は約7割近くとなっており、その中で、57ページ、128番「特別支援教育支援員派遣事業」につきまして、支援を必要とする児童が年々増加しており、支援員が1校に1名では足りず、現在、増員に努めているため、実績が増加しています。

次に、70ページから91ページ、「基本目標6 子供の貧困対策の充実」につきまして、令和3年度実績と平成30年度実績を比較すると、令和6年度目標値を達成している施策は約6割近くとなっており、その中で、74ページ、154番「ひとり親を対象とした相談の実施」につきましては、養育費確保の問題で年々相談件数が増加している状況となっています。以上、基本目標1から6において説明させていただきました。

なお、今年度も出席課を制限しておりますので、本日欠席している担当課の施策への質問につきましては、会議後、後日回答させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

「子ども・子育て施策の展開（計画第4章部分）の進捗状況」につきまして、事務局からの報告は以上です。

会長

はい。ありがとうございました。

それでは、資料自体が大変容量が多く、それだけ施策が多い表れかと思うのですが、事前に配付されておりますのでお目通しいただいている委員も多いと思います。この後の進め方ですが、施策数が多いので、基本目標二つずつをまとめてご意見ご質問を伺うということと二つずつの基本目標を区切って進めますがよろしいでしょうか。

それでは早速ですけれども、「基本目標1 子供の健やかな成長を支える母子保健事業の充実」、それから「基本目標2 子育てしやすい環境整備の充実」についてということで、ページ数で言いますと、1ページから26ページになりますが、その部分に関しまして、ご意見ご質問をお受けしたいと思います。どなたでも遠慮なくよろしくお願いいたします。

委員

2ページの産後ケア事業についてですが、私は地域子育て支援拠点という親子が集まる場所で活動しているのですが、そこに来られる人達がものすごく産後本当に大変だったという話をされます。だけど、この産後ケア事業があまり知られてない。だから、件数で見ると少し少ないように感じます。実際に困ってる人がたくさんいるのに、実施が少ない。ちょっとホームページも見させてもらってもわかりにくい。私もよく知らなくて、助産院さん等に取材をさせてもらって、こういう活動なんだと、包括支援センターに行かせてもらって初めてわかるような状態なので、もう少し周知をしていただければ、もう少し産前からよく知ってもらえるような周知の仕方をしていただけたらなと思います。内容はすごく大事なことをされてると思いますので。ホームページ等周知を工夫していただけたらありがたいなと思います。以上です。

会長

はい。地域子育て支援拠点の現場からのご発言ということですが、周知をもう少し拡充して欲しいというご要望も含めたご意見かと思いますが、何かありますでしょうか。

事務局（地域保健課）

今ご指摘いただいた産後ケア事業についてですが、宿泊型に加えて今年からデイサービス型ということで、拡充という形でやらせてもらってる事業でございます。確かに少しホームページなどわかりにくい部分があるかと思いますが、もうちょっと何か工夫して、できるだけまた周知に努めるようにしていきますので、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。すぐに引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。他にいかがでしょうか。

委員

2番の不妊対策事業について、実施している助成件数は令和3年度で878件で令和4年度10月末で168件で、3年度実施決算額は1億4,000万ぐらい、4年度の予算額が4,000万ぐらいということで、極端にその件数なり、予算額というのが大きく減っていることがあって、見直し検討ということになってるんですけど、これについて少しご説明いただければなと

思います。

事務局（地域保健課）

不妊の対策事業という、不妊治療の助成ですが、今年、令和4年度から、不妊の助成自体が保険適用という形になってまして、いわゆる体外受精であるとか、基本的なそういう不妊治療というのが、今保険適用になっております。今年令和4年度、今この助成の部分は、令和3年度から引き続いて治療されてる方等の経過措置という形になっておりますので、件数であるとか金額であるとかが、低くなってるという状況でございます。以上です。

会長

ご説明ありがとうございました。それも含めて、今後、見直しというか、検討を深めていくという意味ですね。ほかにどうでしょうか。

委員

今の計画の中で、意見が一つと質問が一つございます。意見としましては12番、4ページの乳幼児健康診査事業、この部分いつもずっと進捗状況がありますけどかなり高い数字で推移しております。今回の和歌山市子ども・子育て支援事業計画の中でも、もれなくというところが一つの大きな課題でありますし、そこをもれなくするということが、これから先のいわゆる子育ての困難であったり、子供の育ちに苦しみを抱えていたりする方々に対してのセーフティネットが大きな部分なんじゃないかなと思います。また、事業計画にあったように、下の部分の訪問事業、全員であるとか、または、地域の方々、地域、自治会、また、そういった方々とやっぱり一緒にチームになって、その方々を支えていこうという行動もありますので、その辺が本当に、願わくば100ですけど、実際問題としては、多分その乳児の中に入らない、オープンにしないで、なかなか病院とかに行けなくて、本当に出産されている方も実際いますので、100%が達成されたら、本当に和歌山市内の乳児、子供達に100%手が差し伸べられているかっていうところはちょっと物差しとしては難しいかもしれませんが、まず100%を目指して、また皆さんとともにやっていっていただきたいなというふうに思っています。

質問ですが、先ほど不妊治療のこともありますがけれども、5ページの14番 養育支援訪問事業の充実のところはここも見直し（検討）となっておりますので、この見直し（検討）がどういうものかをご説明していただければありがたいです。お願いします。

会長

ご意見を頂戴するというので、ご質問の14番について、担当課は出席でしょうか。それでは、ご説明いただけますでしょうか。見直しというこの方向性に関してのところを中心にお願いします。

事務局（地域保健課）

実際その養育支援が必要なご家庭というのが、結局その実際のところ見つけ出すというのが非常に難しいです。実際、私ども例えば、保健センターに子育て世代包括支援センターが併設されておりまして、まず妊娠届出されるその最初のところ、入口がそこになります。だから、特定妊婦、要はリスクのある方を最初に見つけ出すというのが非常に難しいと。ただそこで、何らかの形でそういったサインを見つけた方につきましては、私ども、地域保健課で言いますと保健師が継続的に何らかの形で、何か関わりを持って、ずっと支援していくというようことをもう最初の妊婦さんの段階から取っております。そういった情報のアンテナをはるということは、結局他の機関からのいろんな情報をいただくなど、横の連携等が非常に必要になってきます。そういった部分で、今もやってはいるんですけども、なお一層、横の連携を、横櫛をきちっとさして、やっていきたいと考えております。この方策については、今後ずっと検討していかないといけないことになるのですが、そういった思いでやっております。以上です。

会長

ありがとうございます。先ほどから産前産後という話があって、特に産後 100 日というのが、先進国のネウボラのような制度を参照しましても、その重要性が指摘されておりますので、和歌山市は保健師さんを中心に、包括子育て支援ということで取り組んでおられるということですが、より一層きめ細かく充実させていただきたいというご意見だと思います。それでは引き続きまして、よろしく願いいたします。他はどうでしょうか。

委員

二つほどお聞きしたいことがありまして、一つ目が、その子供の健やかな成長を支える母子保健事業の充実ということですが、例えばこの 4 ページ 11 番の育児支援事業、もちろんお母さんもそうだと思いますが、お父さんも結構使われる方もいらっしゃるのかなと思って、この母子保健事業を、結構最近ですと育児に参加されているお父さんもいらっしゃると思うので、少しお聞きできたらなということが 1 点と、続いて 12 ページのところ 29 番、一時預かり事業ということで、保護者が病気にかかった時に利用したいと思って、子供さん預かっていただけるということで非常にいい事業だと思っております。令和 3 年度の決算額より予算が 1,500 万以上増えているということになってはいますが、この事業は民間の保育園でもされてらっしゃると思いますが、やはり市のところでの需要があるのかをお聞きできればなと思っております。よろしく願いいたします。

会長

そうですね母子保健とは何かということをまず簡潔に説明いただくことと、施策番号 29、一時預かりの 2 点でございます。一つ目についてはいかがでしょうか。男性とともに子育てと

ということですが、母子保健ということで、母体、母子の保健という意味合いと思いますが、担当課の方からご説明いただけますか。

事務局（地域保健課）

母子保健と言いますと幅広いものがありまして、関係するもの皆、からんでくるという意味合いがあるので少し難しいところがありますが、地域保健課で実施している事業というのは、当然、産まれる前からマタニティサークルであるとか、いろいろ妊婦さんに関する事業もやっていますし、当然産まれてからは乳幼児健診というような関わりが一番大きいです。それ以外にも、地域に出向いて、いろんな育児支援であるとか、育児サークルからの依頼を受けて、いろんな事業であるとか、いわゆる子育てに関する不安であるとか、悩みであるとか、そういったものを解消できるような事業を特にコロナ禍前は、非常に積極的に行っていましたが、今どうしてもいろんな制約がありますので、実績からいうと少し回数が減っております。とにかく今国の方でも子育て支援をかなり大きく言われてますので、これから引き続きやっていきたいな、頑張っていきたいなと考えてるところです。以上です。

会長

母子保健の一つのセットということですね。それでは施策番号 29 の一時預かりについて、特に予算の指摘もありましたのでこのご説明いただけますでしょうか。

事務局（保育こども園課）

市のところにも需要があるかどうかとは公立のことでしょうか。

委員

はい、予算増額になっているので、例えばその決算に対して増えてらっしゃるので、結構民間の認可外保育園さんも一時預かりされていると思いますが、和歌山市でもされてらっしゃるもので、何か他に、決算に対して予算が増えているのは何か理由があるのかなと。

事務局（保育こども園課）

まず、実施箇所数の 35 ヶ所というところにつきましては、私立の保育所、こども園が 28、公立の保育所が 7 ヶ所ということで、35 ヶ所。予算につきましては、民間の私立の一時預かりをするための事業費ということでの予算でございます。

委員

市が運営してる分ではなく、そこに対する助成なり補助なりをしてるっていう予算ということですか。

事務局（保育こども園課）

その通りです。

会長

ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

委員

先ほど質問がありました 14 番の養育支援訪問事業の充実にも関連するのですが、地域保健課の方は予算額が 0 円で、こども総合支援センターは、令和 3 年度から 4 年度にかけて、ほぼ倍増されています。それと関連しまして、その他のところでも、全体的にこども総合支援センターの方に、増額されている傾向があるのかなと思います。地域保健課とこども総合支援センターについて役割分担みたいなもの、例えばこの 14 番の事業については、地域保健課からこども総合支援センターに重点をうつすなど、そういったことがあるのではないのかなと思います。こども総合支援センターの方に重点をうつしていく背景とか、或いはこども総合支援センターの方でどういうふうな事業をやっていくかっていう、少し教えていただきたいと思います。

事務局（こども総合支援センター）

今の質問に対しまして、こども総合支援センターでの訪問というのは、やはり保健師が家庭を訪問され、要支援が特に必要なご家庭に対して、一緒に同行訪問する、またこども総合支援センターの方に、保護者の方からいろんな子育てについての相談・悩み等について、相談があった場合には、おうちに訪問させていただきまして、お話を聞かせていただいたり、また面接もさせていただいて、いろいろお話を伺ってその家庭に対して支援をさせていただくということです。それと予算につきましては、養育支援訪問事業、育児、家事援助業務がございまして、ここにありますように保護者の方が病気や障害、少し養育が困難な家庭に対しましては、育児家事援助支援事業と言いまして、家事に対する支援と育児に対する援助という形でしておりまして、予算化させていただいております。以上です。

会長

こども総合支援センターと地域保健課との関係というか、連携とかそういうすみわけについてはいかがでしょうか。今、予算的には地域保健課が 0 になっていて、こども総合支援センターは倍増というご指摘もご質問の中に含まれていました。

事務局（こども総合支援センター）

はい。それとこども総合支援センターの方で調整機関があり、こども総合支援センターの職員と 4 つの各保健センターが月に 1 回、センターの中で養育支援が必要なケースにつき

まして一緒に会議をもちまして、一つずつのケースについて、どういうふうな支援を行っていったらいいのかを、連携をもって検討しております。以上です。

委員

地域保健課の予算が0ということについて、理由をお聞きしたい。

事務局（地域保健課）

この0の理由なんですけども、この事業そのものに対する予算というのを計上していないという意味でございまして、いわゆる人件費は、職員が訪問しておりますので、職員のうち給与というかそれは当然かかっておりますが、この訪問事業をとらえての予算はないですという意味でございまして、ご理解いただければと思います。

会長

ここだけに固執してはいけませんが、特に要支援、重要な総合支援拠点、しかも、それから子ども家庭センターですか、包括とそういったその総合、統括していくような構想というか、和歌山市もやっぱりそういった話がおりにきているのではないかと思いますので、ますますこうした要支援の子どもさんをいかに子育て支援の施策の中で、吸い上げていくかということのご関心が、ご質問に集中してるというふうに思われます。理解としては、要するにこども総合支援センターの方で予算的にはカバーしていて、ここが予定等も含めた総合的なネットワークの拠点でもあって、さらにいえば保健師なども入りながらあたっているので、予算配分は、こども総合支援センターの方についているので、事業としては、地域保健課と一緒にやってるけれども、事業予算は0なんだというような理解で正しかったでしょうか。

事務局（こども総合支援センター、地域保健課）

はい。

会長

続きまして、基本目標のところでは、3、4ですね、内容に関しましては、「3、就学前教育保育事業と地域子ども・子育て支援事業の充実」、「4、様々な家庭への支援の充実」についてということで、ページ数27ページから46ページの箇所にてご質問等お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

33ページの番号73。放課後クラブとそのあとの一体型の推進についてということですが、以前から女性の就業であったり、家庭から、働きに出ていただくような整備もいろいろやっ

てるのですが、子供さんの面倒を見ていただくということで我々産業界からしても、非常にありがたいと思っているところです。この74番で、今後、その一体型というふうな形で進めていこうということですが、放課後児童クラブの方は若竹学級として私ども認識してるんですけども、ちょっと勉強不足でして、もう一方の放課後子供教室というのは、どんなものなのかということと、これを一体化することが、親や子供たちにとってどんなメリットがあるのか、ご説明いただければというふうに思っています。

事務局（青少年課）

まず、放課後児童クラブというのは若竹学級で、放課後児童健全育成として和歌山市で行っています。就労等で学校から帰っても保護者の方がいないなど保育に欠けることが要件ですが、放課後子供教室は、保護者の方の状況に関係なく、学校で地域の方の力を借りながら皆さんが利用料なしで、使える事業となっております。国は一体型でやりなさいという形で言われてるんですけど、私どももそれは検討していますが、部屋、場所などで、非常に難しいというところになっています。放課後児童健全育成の利用者は限定的ですが、放課後子供教室は誰でも使え、利用料もかからない事業です。

委員

子供教室は和歌山でやっていますか。

事務局（青少年課）

以前やっていましたが、それが全部放課後児童の形に、逆に移行しています。

委員

一体型になった時は有料ですか。無料ですか。

事務局（青少年課）

子供教室だけを使う場合は無料です。放課後健全育成を利用した場合は有料です。放課後健全育成の子供が放課後子供教室に遊びにいてもいいことになっています。

委員

ひとつにしてしまうのではなくて、同じ二つの制度があるということですね。一方、もう今利用がないものを一体化ということで、存続させる理由はあるのですか。

事務局（青少年課）

放課後児童健全育成は今和歌山市でやれば委託してやっていますが、放課後子供教室は、学校と地域の連携の中で、地域の方に、来てもらって教えてもらうものですが、そういうの

が使えたらいいなというところを今検討していますが、実際なかなか難しいこともあり、話が進んでいません。

委員

一体型になった時親は選択できますか。

事務局（青少年課）

放課後子供教室は、遅くまでやっていないので、今でも4時半ぐらいのお迎えなら、教室を使ってもらったらいいような形で出てくるかなと思います。

会長

いずれにしても放課後子どもプラン、2006年以降の文部科学省の政策の中でおろされてきたって言い方はおかしいかもしれませんが、親の就労の有無にかかわらず、子供たちの放課後を安全安心なものへの仕組みづくりの一つと理解しております。この場合、いろいろな検討の余地があるけれども、この今中間の進捗状況の中で、一体型が5ヶ所という数も挙げられていますので、今後何らかの検討を重ねて、一体的に進めていくのかなというふうに取り取れるということも事実かと思っておりますので、この中身も含めてご検討いただきたいということです。それからその際には、保護者の方の費用負担なども十分熟慮いただいて進めていただきたいと思っております。意見として、発言があったというふうにさせていただきます。

委員

以前の会議で若竹学級が民営化という話がありましたが、実績を見ると1億ぐらい減額されています。これは民営化の効果またはその他に理由があるのでしょうか。

事務局（青少年課）

これは、学校の中で、もう場所がなくなってきました、校庭にプレハブを建てまして、その建設費がかかっているんで、金額上がっていますが、一般的にも運営だけであれば、5,000万ぐらいです。そこにプレハブを建てた経費が上乗せされていたり、あと令和3年度ですと、新型コロナの関係で、消毒液などいろんな消耗品の購入があったので、その金額も上乗せされています。民営化になって減額していることは特にありません。

会長

ありがとうございます。よろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員

施策 65、30 ページです。事務局からの説明で認定こども園が目標値を達成しているとありましたが、待機児童解消として、待機児童数は4月で29名で今は少し増えていると思いますが、今後の取り組み方針のところに保育士確保が困難なことが待機児童の根本的な原因となっているということ、保育士不足による定員割れの結果、運営に支障をきたしていること、単に定員増員を図るのではなく、多角的に対策を検討していくとあるが、和歌山市も少子化の中、市の方は今後どのような対策を考えているか教えていただきたい。本学も保育士を目指す学生が減ってきている中、なんとか増やしていきたいのですが、コロナ禍の影響でストップしている、中学生からの職場体験やもっと小さい学年の乳児に触れる機会を増やして、とにかく保育士を増やしていかないと、いろんなところから問題が出てくるのではないかと懸念しております。

事務局（保育こども園課）

保育士不足が待機児童の一つの原因となっているかと思えます。実際保育士不足が原因で定員まで受け入れできない施設もございます。取組はしておりますが、潜在的に保育士不足であります。今後は保育士の環境整備という点で、市の方としても保育士さんが働きやすい状況を考えていかなければならないと思っております。待機児童対策については、民間の方にもご協力いただいておりますが、公立の方につきましては、施設整備であったり、保育士の弾力的な運用でクラス編成を行うなど、待機児童は0歳、1歳、2歳で多く発生しておりますので、そこを重点的にカバーできるように検討しているところでございます。

委員

待機児童は1歳、2歳が多く、0歳児については最近育休をとって、家庭保育のパターンが多いと聞いています。国においても保育士についてはいろんな問題となって、配置基準を何とか0歳児は3人にひとり、1、2歳児は6人にひとり、少しでも少ない子供の人数で保育士を一人以上という形を和歌山市も頑張ってくださいと、保育士の負担がかなり違うと思えますし、もし考えていただけるのであれば、もちろん雇用の条件等もそうですけれども、配置基準についても考えていただきたいと思えます。難しいと思えますが、現場の保育士も望んでいることと思えます。

会長

今ご指摘の部分は議題2と3にも関連するような、ご意見・ご要望かと思えますので、そこでまたということでもよろしいでしょうか。それでは後程よろしく願いいたします。それではほかにいかがでしょうか。

委員

施策番号 103 番の児童虐待に関する相談体制の充実について、相談件数が増えています

が、令和3年度の決算額は1,200万円ですが、令和4年度の予算額が400万円、いうことで予算が減っていますが、その理由の説明をお願いいたします。

会長

お調べしてもらっている間に、他のご質問の方に移らせていただきます。

委員

資料39ページの87番、障害のある人への理解促進について、お伺いします。研修会を実施されているということですが、対象になってる方は家族であるという認識でよいのかなというのが一つです。あと、障害のある人への理解促進というのは少し難しいテーマで、研修等でおそらく課題なども出てきてるんだろうなと思うんでその辺も教えていただけたら嬉しいです。

会長

資料39ページ、87番ですね、研修会の実施とあるが、研修の対象が誰かと、それから内容及びご苦労とか工夫などがあれば、ということです。

事務局（学校支援課）

研修会の対象はこの事業では、学校の教員に対する、発達、学習障害等の理解、対応等で研修会を実施しています。新採であるとか、今年度、特別支援学級担当者であるとか、あとは個別にですね、夏休みの長期休業中に、それから子供理解ということで、研修を行っている研修でして、ちょっと家庭ではなく学校教員への研修ということになります。以上です。

会長

回数については、おひとりの先生が7回ではなく、7ヶ所のようなことでしょうか。令和4年度実績は9回とあるが、おひとりの先生が9回ではないということですね。

事務局（学校支援課）

1年間で、新採対象が1回、特別支援教育担当者の研修が1回、夏季研修が1回などということです。

会長

年間にわたって、9回ほど行われているということですね。

委員

なぜこの質問したのかというのは、学校の先生であったら嬉しいなと思って質問をさせ

でもらいました。というのも、私もスクールカウンセラーの方と話をすることがあるのですが、特別支援教育の先生というよりは、一般の高校であったり、中学校小学校の先生の中で、発達障害の理解がとても薄いのではないのかというところの課題を、たくさんご相談される方がいらっしゃったりします。特別支援学校ではなくても、LD、軽度の発達障害の方が、たくさん在籍されている事実はしっかりあると思うので、その辺のところまで、広げていただくことは、家族の方の安心であったりお子さんの安心に繋がるのではないかなと思うのでぜひもっと大きく進めていただけたら嬉しいなと思っております。以上です。

会長

ご意見ということで伺いました。それでは、先ほどのこども総合支援センターの回答、いけますか。

事務局（こども総合支援センター）

施策番号 103 番、令和 4 年度予算額と令和 3 年度決算額につきまして、令和 3 年度に行っていたこども見守り事業につきましては、令和 4 年度は予算化されておられませんので、こうなっております。以上です。

委員

令和 4 年度に予算化されなかった理由はこども見守り事業というのはもう必要ないということですか。

事務局（こども総合支援センター）

委託先としまして子供食堂の方に事業として委託をしていましたが、令和 3 年度 1 年間で、十分に地域との連携があったということで、いったんは予算化していません。

委員

そのように予算化されなかったという、それ以外の、虐待の問題としては、非常に一般問題として今、件数は増えてきてるので、そこでそれだけのお金が予算化されていたのがこども見守り事業としてはなくなりましたが、他の事業にやっぱり振り分けていただきたいとか、予算を虐待に対してある程度振り分ける、新たな事業を立ち上げるとか、そういうことをやっぱり少し考えていただいた方がいいんじゃないかなと。やっぱり非常に大きなお金ですので、それを虐待に振り分けていただきたい。虐待事業、新たな事業などを立ち上げていただければ、非常にありがたいなと思います。

委員

私も同じ意見になるんですけれども、先ほど 103 番のところの取り組み方針をみていま

すと、虐待通告の受理機関として役割を充実しますとありますが、その予算が減る中で、そういう充実は果たして可能なのかなということを危惧しまして、私も同じような質問をさせていただきたいと思っていました。関連するところで、例えばこの103番では、予算がかなり減額されている。例えば12ページ事業番号28、子ども家庭総合支援拠点の設置については、令和3年から令和4年にかけて700万ほど予算が増額していますので、例えば103番の事業を28番の子ども総合支援拠点の設置等へ補うみたいなことを考えられているのであれば、その点についてもぜひ補足をしていただけると、私どもの危惧する、その虐待のことについてきちんと充実した支援ができるのかというところに対しての心配がなくなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局（こども総合支援センター）

こども総合支援センターとしましても、こども総合支援センターの強化ということで子ども家庭総合支援拠点を令和2年1月に設置いたしました。子供の健やかな成長をサポートする場所として、0歳から18歳まですべての子供とその家庭及び妊産婦を対象に相談や、実情に応じた適切な支援につなげております。その中で、こども総合支援センターのその強化事業といたしまして、小児精神科医によるアドバイザー事業、ヤングケアラー支援事業、前向き子育てプログラム、子育て支援プログラム、虐待防止パンフレットの作成等、こういう事業に対しまして強化事業といたしまして、事業を強化し虐待防止のためにつなげております。以上です。

会長

今後ですけど、今回は進捗状況のご説明と、それについてのご意見ということですが、今後、新たな計画策定の作業に向けてということですから、特に今、子供の虐待のみならず、子供虐待が連日大きく社会的な問題として報道されておりますし、非常に社会的な関心の強い高いところですから、ぜひ和歌山市は総合支援センターの設置によって、総合的な包括的な施策を進めていこうということが理解できました。引き続き、ぜひぜひ強化していただいて、1人でも未然に防ぐことを進めるような施策の充実を図っていただきたいというご意見だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それではよろしいでしょうか。基本目標の5、6というところに移らせていただきます。資料47ページから91ページですね、「基本目標5、子供・若者の育成支援の充実」、「6、子供の貧困対策の充実」というところに移らせていただきます。ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員

質問というか、意見ですけど、施策番号119番 明日の和歌山市を築くジュニア会議についてです。これからこども家庭庁ができていき、こども基本法が施行されますが、子供た

ちが実際に自分たちが育っていくときにこういったところで意見を述べるということが、こちら側の努力義務になっていくという動きがあります。こういった形であれ、子供たちが意見を言ってそれが反映される、例えば大人と一緒にやって自分たちの育ちを考えると、この機会はとても大きな課題というか、それが実現できれば、和歌山市としてもイメージアップにつながると思いますので、この施策は中学生というふうになってますけども、やはり全年齢のところを全体的に包括して見ていけるように、今後また次回以降課題のところでもやっていただければいいんじゃないかなというふうに思います。これに関してはとても私も期待をしているところではありますので、また皆様の知恵を借りながら、子供たちの声の反映、子供の研修、そこが実現できるように活動していければなと思っています。この今回のこの課題の中で、やはり不登校やいじめというところも随分出てきております。先ほどの虐待というところもありますけれども、虐待はいわゆる保護者であったりというところの見方ではありますが、実は学校の中、そういうところも大きな課題になっていくと思います。とりあえずこの部分は課題ばかりと言っても過言ではないというふうに危惧しておりますので、また皆様と一緒にやっていけるかなと思っています。意見でございました。以上です。

会長

ありがとうございます。ご意見ということですので、承ります。それではよろしいでしょうか。次の議題に進ませていただきます。資料1の(2)新たな取り組み一覧表について、事務局よりお願いいたします。

事務局（子育て支援課）

それでは、資料1(2)「新たな取組一覧表」について、事務局よりご報告いたします。1番「ヤングケアラー支援」は、市内の教育機関及び子供に関わる行政機関、民生委員・児童委員に対し、ヤングケアラーの現状や課題、支援のあり方やヤングケアラーの概要についての講演会を実施し、ヤングケアラー支援に対する知識の醸成を図っていく、また、ヤングケアラーの発見機関として重要な役割を担う中学・高校の教員に対し、事例を用いてより具体的な支援方法や関わり方、関係機関としての役割分担等についてグループワークにて学習を深めていく事業となっています。

続きまして、2番「出産・子育て応援給付金」は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施していく事業となっています。

さらに、3番「こども医療費助成制度の拡充」につきましては、令和4年8月から所得制限を撤廃し、更に令和5年8月から支給対象者の年齢を15歳年度末から18歳年度末に引き上げる事業を予定しており、システム改修等の準備を行っています。「新たな取組一覧表」

につきまして、事務局からの報告は以上です。

会長

ありがとうございます。それでは、新たな取組一覧表についてのご説明についてご意見ご質問はありますでしょうか。

委員

2番の伴走型相談支援のところなんですけれども、子育て包括支援センターの方でされると思いますが、厚労省の方では、その専門家ではなくて、相談しやすい、ちょっとハードルの低い、相談機関等の連携についてすごく伴走型相談支援の説明のところ、力を入れて言っています。なので、包括の方で受けられることに決まってると思いますが、そのあたりの親子の居場所のこの拠点事業等、地域のそういう子育て支援に携わる機関と連携ということは何か考えてらっしゃるのでしょうか。

会長

2についての窓口というご担当は地域保健課ですが、子育て世代包括支援センターが中心となるという理解でよいか。それから二つ目で伴走型相談支援について、地域子育て支援拠点事業の中でも、伴走型相談支援がかなり強く求められてきているのでとすれば、その辺りとの関係はどのように進めていかれるのかということですね。地域保健課の方、いかがでしょうか。

事務局（地域保健課）

2番の出産子育て応援給付金事業になるんですが、国の方の令和4年度の二次補正予算ということで、伴走型相談支援と経済的支援を一体型でやっていってくださいということで、出産子育て応援交付金というのが創設されて、それに伴う事業を和歌山市では出産子育て応援給付金事業ということで、呼ばせていただいています。実際、この2月から和歌山市で始める予定で準備を進めております。国のいう伴走型というのが、基本的にまず妊娠届出した時に面談、次に、妊娠8ヶ月ごろに、希望者になります。また面談。そのあと出産後ですけども、4ヶ月ぐらいまでの期間までに面談、そして、妊娠届出時の面談後、出産届出後の面談後に、5万円という金額が謳われてるんですけども、5万円相当の助成、出産ギフト、国は子育て応援ギフトと呼んでいますが、やってくださいということになっています。今までも和歌山市においても、例えば今おっしゃられました子育て世代包括支援センターで、妊娠届を受けてましてそこで面談をやっていきます。基本的には全数の面談をやっていきますが、ただ、これまで以上にいろいろ寄り添い型ということで、国の方が非常に強く打ち出してきております。その中で、今おっしゃられた地域子育て支援拠点施設等の支援員さん達にも例えば携わっていただいて、面談等やっていただいて、いろんな形で国の方が、とに

かく伴走型の支援を広げてくださいねということで、いろいろ国の方では打ち出されているところですが、和歌山市の方では今地域保健課中心でしていきませんが、今子育て支援課担当の拠点施設、あるいは子育てプラザの方と連携を、今始めようというか、もう少し密に連携をやっていける方策を模索しているところがございます。今までも市で行っているいろいろな事業の案内等はもちろずっとしてはいますが、より一層、寄り添い型ということで、支援というか相談にのれるように頑張っていきたいと考えているところです。以上です。

会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員

こども医療費助成について決定ですか。

事務局（こども家庭課）

ご指摘の通り、予算としては、今年度の当初の予算で要求をこれからしようかという段階でございます。18歳までの年齢拡充につきましては、システム改修の予算はすでに通っておりますので拡充するという事は、予定はしておりますが、議会はまだ通過しておりませんので、議会で承認いただければ改めて医師会様、歯科医師会様等にはご挨拶しようと予定はしております。その時はよろしくお願いたします。

委員

今のこども医療費助成の件でもう一つ質問をお願いしたいんですけど、今現状では中学生の16歳までが助成していただけることになってると思うんですけど、8月からまた18歳に引き上げるということは、4月から8月までのちょうど16歳になる年齢の子供さんは一旦8月まで助成のない形になりますよね。その場合は、8月以降に何か申請したら返ってくるなどは検討されていないでしょうか。

事務局（こども家庭課）

8月1日以降に医療費の方が引き上げするという事で、さかのぼっての医療費の返還というのは今現状では考えておりません。

会長

よろしいでしょうか。それでは、今日配られた資料1（3）について事務局から説明をお願いします。

事務局（子育て支援課）

はい。それでは、資料1(3)の「教育・保育事業等の充実(計画第5章部分)の進捗状況」について、ご報告いたします。1ページは、市内全域の「教育・保育の提供体制の確保内容」です。最上段の表は、「令和4年度11月1日時点の確保量」の状況です。1号、2号、3号認定の区分ごとの本年度の入園者数、その下に確保内容として、特定教育・保育施設等の確保数(定員数)を記載しています。差引きは、入園者数と確保内容の差になっています。その下は、令和4年11月1日時点の待機児童数になります。次に、2段目、3段目の表は、「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」に記載されている数値です。2から6ページは、1ブロックから6ブロックの状況になります。各ページとも同じように見ていただければと思います。

次に8ページをご覧ください。「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容」で、左から、13事業の令和2年度、令和6年度の計画における確保見込み、令和2年度末の実績、令和3年10月末時点の実績値、令和3年度末の実績、令和4年10月末時点の実績値となっています。「教育・保育事業等の充実(計画第5章部分)の進捗状況」につきまして、事務局からの報告は以上です。

会長

ありがとうございました。絶対配布されました資料1(3)に関しまして、質問等お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

はい。私がお伺いしたいのは、就学前と就学後の保育量、見込みのことで、具体的に言いますと保育園に入園しているお子さんとそれから小学校に上がった後に放課後健全育成事業つまり和歌山市であれば若竹学級に入っていく子供たちの量を確認しますと、1ページ目のですね、和歌山市全体の入園者数の2号認定、確か11時間保育で4,426人いらっしゃいます。小学校に入った時に、この母数、4,426人の子供たちが若竹の方に入っていく確率は非常に高いとよく言われています。それに関連して、資料8ページ、放課後児童健全育成事業の利用人数等がでていますが、令和6年度の確保見込みで3,500、それで令和4年度の実績数で2,700、保育の2号認定を受けられている4,426人の方のうち2,700人程度の方が放課後健全育成事業を利用されているということで、ちょっと数字的に落ち込みが激しいのかなと感じております。このあたりのところ、保育園の方から若竹に接続、継続していくときに、多少は当然人数の減り具合というのは発生してくるんですけども、若竹の方で十分に保育園を利用していた家庭の子供たちの受け皿になっているのかどうかを教えてくださいたいと思います。

事務局(こども未来部長)

放課後健全育成事業のことは担当課から説明させていただきますが、数字のことで説明

させていただきたいと思います。次の議題2にも関連します。その今の人数の考え方ですけれども、2号認定3歳から5歳とありますが、1号認定の方も今無償化が始まりました、1号新2号ということで、1号でも保育の必要性がある方で幼稚園に行っていたいている方もいますので、その点説明させていただきます。

事務局（青少年課）

4年度のところでは2,742人、高学年482人ということで、あわせて3,200人ぐらいですが、これ10月時点の数字ですので、年度の初めには低学年高学年あわせて大体3,500人程度、去年は26名の待機だったんですけども今年は130名程度の待機が出てということで、申請自体今の時点では3,600人をちょっと超えるぐらいの数字できていますので、ちょっとこの4,400というところとの整合性はないですが、申請は3,600件程度毎年きているという状況です。以上です。

会長

これに関しては、希望される方がこの制度を活用できているというような理解でよかったということですね。

事務局（青少年課）

そうですね、若竹の方はだいたい1、2、3年生ぐらいまでの低学年のほとんどが入れている状況で待機が130名ほどありましたけど、ほとんど4年生5年生で待機が出ています。6年生は今年はほとんど申請もありませんでしたので、また待機の出るようなところへの申請もなかったもので、4年生5年生の待機がほとんどです。

委員

先ほど1号認定の中で、新2号認定の方もおられると話が出たのですが、2号認定でも短時間認定の方もおられるので、一概にいわれる4,426人という数字は、3、4、5歳の5歳児だけに切り取ってというところは見えづらいものなのかなと思います。もう一つ、放課後児童健全育成事業ですと、1年生の時に入りたいと思う方と、やっぱり2年生になったから入りたいという方と、最後ちょっと6年生だけでも行きたいみたいなこともありますし、やっぱり年齢層もありますし、保護者の家庭環境や就労条件がありますのでなかなかこの数字だけを切り取って分析するには、ちょっと難しい部分がある、いわゆる5歳から6歳いわゆる幼小連携の数字かと思いますがでもそういったところを考えると、もう少し、先ほどの言葉で、いわゆる学童保育、放課後児童の待機児童数、それが各年齢層でどうなっているか、あとそれが実際に受け皿としてどうなっているのかっていうところまで、もう少し見えてくると議論できるかと思います。ちょっと作業として増やすように持ち上げて大変申し訳ないのですが、ちょっと分析には少し数字がほしいなと思います。

会長

ご意見ありがとうございました。それでは、資料1（3）についてよろしいでしょうか。では、議題2にうつりたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（2）和歌山市立認定こども園整備計画の見直しについて

事務局（子育て支援課）

それでは、「和歌山市立認定こども園整備計画の見直しについて」、配布しております資料2を見ていただきながら、ご説明いたします。

まず、1 ページ目の資料①、「和歌山市立認定こども園整備計画」に関する、現在までの和歌山市の経過と国の動向についてですが、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を始めとした関連3法が制定され、国の方で幼保一元化の必要性が叫ばれるようになりました。そんな中で、和歌山市としましても幼保一元化の必要性を検討するため、平成25年2月に「幼保一元化部会」を設置しまして、「和歌山市における今後の市立幼稚園・保育所あり方」について、平成26年5月まで11回にわたり検討会議を開催してきました。一方で、保育所について、「和歌山市公立保育所民営化等整備計画」に基づき、平成25年度に市立保育所3園の民営化を実施いたしました。

また、国の方では、待機児童の解消を推進するため、平成25年度に「待機児童解消加速化プラン」を策定しました。そして、平成27年度に国の方で、内閣府に子ども子育て本部が創設され、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。和歌山市においても平成27年3月に第一期の「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それまでであった平成20年度から「和歌山市公立保育所民営化等整備計画」をストップし、平成27年度から、市立幼稚園・保育所34園を11園の市立幼保連携型認定こども園へ移行する、「和歌山市立認定こども園整備計画」を策定しました。その後、平成28年度から芦原こども園、平成29年度から本町こども園建設事業がスタートし、ともに令和2年4月に開園しております。また、令和2年3月には、「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。一方、国の方では、引き続き待機児童解消の推進ため、平成30年度に「子育て安心プラン」、令和2年度に「新子育て安心プラン」を策定し、待機児童解消に力を入れる保育施策が打ち出されてきました。そんな中で、「和歌山市立認定こども園整備計画」を中断し、「和歌山市立認定こども園整備計画の見直し」と「市立保育所・幼稚園の今後のあり方」について、検討を進めることとなりました。

それでは、「和歌山市立認定こども園整備計画」の見直しについて、資料②を見ていただきながら、ご説明いたします。説明させていただいた、「和歌山市立認定こども園整備計画」は平成27年度から令和6年度までに、市立幼稚園・保育所34園を11園の市立幼保連携型認定こども園へ移行する計画でスタートし、令和2年4月に芦原と本町のこども園2園が開園しましたが、本市として計画の見直しについての検討を行い、見直しが必要であるとい

うことで、今回、ご報告させていただくこととなりました。まず、計画を見直しする理由としましては、はじめに、平成27年度から始まった「和歌山市立認定こども園整備計画」と並行して、私立保育所・幼稚園においても幼保連携型認定こども園への移行が促進され、令和4年度までに29園が移行されて、市立の本町・芦原と合わせ幼保連携型認定こども園が31園となり、第二期和歌山市子ども子育て支援事業計画の62ページの基本目標3の(2)の施策番号64番の「認定こども園の普及の推進」の目標値の30園に到達しており、一定の必要数は確保できたこと、次に、市立幼稚園については、園児数は減少しているものの、教育内容や幼小連携の取り組みが評価されていること、また、支援が必要な園児の受け皿となっているため、市立幼稚園として存続していく必要があるということ、さらに次に、令和4年10月時点で112名の待機児童が発生しておりますが、市立保育所における0、1、2歳児の充足率が100%のところも多く、待機児童解消のためには、市立保育所において、0、1、2歳児の受け入れ拡大のための施設整備を行うことが最優先課題となってきたこと、以上の3点が、今回見直しを行う、理由となります。

今後の方向性につきましては、市立保育所については、幼保連携認定こども園への移行ではなく、保育所として長寿命化及び0、1、2歳児受け入れ拡大の整備を実施していく方向で進めていきたいと考えています。

市立幼稚園については、教育内容の充実及び幼小連携の強化を図り、幼稚園として継続、幼稚園の統廃合については今後も検討していく方向で進めていきたいと考えています。

なお、スケジュールにつきましては、和歌山市立認定こども園整備計画につきましては、令和6年度までの計画となっておりますので、令和6年度中に新たな整備計画スケジュール・方針を策定する予定です。今後の子ども・子育て会議においへ報告させていただきます。

以上、「和歌山市立認定こども園整備計画」の見直しについて、ご説明させていただきましたが、市立保育所と市立幼稚園の今後のあり方について、福祉局と教育委員会の方からそれぞれ説明させていただきます。

事務局（保育こども園課（福祉局））

それでは、「市立保育所の今後のあり方」について、資料③を見ていただきながら、ご説明いたします。

まず、待機児童の解消についてですが、3ページ上段に就学前児童数と保育を必要とする児童数の推移を入れています。保育を必要とする児童数とは、保育所・認定こども園入所児童数に待機児童数を含めた数字となっておりますが、本市では、少子化ということで年々就学前児童数が減少していますが、保育を必要とする児童数については、逆にゆるやかに増加しており、保育所・認定こども園利用定員数も上回っている状況です。また、3ページ下段のとおり、令和4年10月1日現在で112人の待機児童が発生しており、待機児童解消のための保育の受け皿確保の整備は必要であると考えております。

待機児童解消に向けた取り組みとしましては、資料の4ページにもありますように、市立

保育所のハード面としましては、私立保育所・認定こども園においては、0、1、2歳児のさらなる受け入れは難しい状況であるため、市立保育所において保育室の改修等の0、1、2歳児受け入れ拡大の整備を行っていきたいと考えています。また、市立保育所のソフト面としましては、クラス編成変更や保育士の確保を行い、0、1、2歳児の受け入れ拡大を図っていきたいと考えています。

次に、私立保育所・認定こども園のハード面としましては、私立保育所・認定こども園の施設整備は、現在まで、認定こども園化と0、1、2歳児受け入れ拡大の整備を並行して行ってきましたが、公立私立併せて31園が認定こども園へ移行し、第二期子ども・子育て支援事業計画の目標値である30園を達成していることを踏まえ、今後は、待機児童解消のための0、1、2歳児受け入れ拡大の整備に対する補助を優先的に行っていきたいと考えます。また、私立保育所・認定こども園のソフト面としましては、市立と同様に保育士の確保やクラス編成変更などで、0、1、2歳児の受け入れ拡大をしていただくことで、待機児童解消につなげてまいります。

その上で、待機児童解消のための市立保育所の整備につきましては、まず砂山保育所から進めていきたいと考えています。当初の市立認定こども園整備計画では、岡山幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行し、砂山保育所を廃園とする計画となっていましたが、岡山幼稚園は幼保連携型認定こども園への移行は行わず、一方で、砂山保育所は入所児童数が多く、廃園は難しいことを踏まえ、保育所として存続し、長寿命化及び0、1、2歳児の受け入れ拡大のための施設整備を行うことで、周辺第4、5ブロックの保育所等の待機児童解消が見込まれると考えます。整備内容については、0、1、2歳児の受け入れ拡大のための乳児用トイレや沐浴室の改修及び0、1、2歳保育室の拡張や改修、長寿命化のための外壁や防水などの改修を行います。砂山保育所の施設整備は、令和5年度から実施し、他の保育所の施設整備につきましては、待機児童の動向を注視し、待機児童発生地域周辺の施設の状況を見ながら、令和6年度までに「市立保育所整備計画スケジュール」を作成し、保育所の長寿命化・民営化・閉園などのあらゆる施策を実施してまいりたいと考えています。「市立保育所の今後のあり方について」、説明は以上です。

事務局（教育政策課（教育委員会））

市立幼稚園では従来から、国が示す幼稚園教育要領に則り、全教職員で「幼児教育」の研究を行っています。全学年が研究保育を行い、毎週、研修等も行いながら指導方法等を探求することで、教師主導で教え込む教育ではなく、園児1人1人が主体的に活動して様々な可能性を引き出す教育に努めています。11園中10園が小学校と併設しており、小学校の校長が幼稚園の園長を兼務している園も8園あることから、幼稚園と小学校の交流・連携が行いやすい環境にあります。普段から園児と小学生が交流し、教職員同士が情報共有や研修を行っています。そうすることで、園児は小学校生活の見通しを持てるようになり、教職員は互いの教育について理解するようになって、現在、問題となっている小1プロブレムの解消

等にも繋がっていると考えます。

また、市立幼稚園には特別な支援を必要とする園児が多く在籍しています。保健所で市立幼稚園を勧められた子ども等の教育の場として重要な役割を担っているため、これからも安心・安全に過ごせるような支援に努めたいと考えます。今後も市立幼稚園として、これまで積み上げてきた幼児教育の質をさらに向上させ、園児の支援方法等も教職員全員で研究し続けていこうと考えます。そして、市立幼稚園・小学校との連携体制をさらに強めて、和歌山市の幼児教育と小学校教育が円滑に繋がるように努めていきます。

今後は、市立幼稚園の充足率や周辺施設の利用状況等を踏まえながら、幼稚園の統合、廃園等の検討を進めてまいりたいと考えます。

会長

それでは、今の資料2に関しての説明について、質問があればお願いします。

委員

市立幼稚園のことについてお伺いします。特別支援を必要とする園児が在籍という話がありましたが、本当に少人数でゆったりとした保育を必要とする人たちには、大事な場所だと思っていますが、もう少し1学期からの時間を長くするということはできないですか。市立幼稚園は1学期間お昼前に帰る状況だと思いますがいかがですか。

会長

申し訳ないですが、今は認定こども園の整備内容、計画内容ですが、今のご意見は教育内容に関してのご意見でしたので、今は整備に関して議論するというので、いったんお伺いしておくということでもよろしいですか。

委員

わかりました。

会長

整備計画の見直しについてということですので、この点で意見ををお願いします。

委員

市立幼稚園についてあり方の大事な話であると思います。幼稚園はかなり人数が少ないです。最後の資料に、充足率を見ながら、統廃合を検討していくとありますが、本当に考えられているのかなど。他の私立はすごく多い中で保育をなさっているのだから、あまりに違いすぎるのですが、一人一人手厚くされていることもわかりますが、現実、考えているのかというふうに思いました。

会長

続けてご意見を頂戴したいと思います。

委員

市立幼稚園の園医をしていますので、ご指摘のように園児はどんどん減ってきています、就園健診とかについても一桁台になっているような現状です。明らかに減っているのは確かですが、発達支援や発達障害の方が多くなってきています。今後、医療的ケア児など受け入れ等は必要ではないかと思えます。私立の多人数の中で受け入れできるのかは、大変難しい問題だと思います。であれば、市立幼稚園と私立の幼稚園で、方向性としてどういう役割分担をするのか、考えていただいて、支援が必要な児童がいる園についてはカウンセラーや看護師を配置するなどといった、役割分担が今後必要ではないか。どちらも同じ方向性を向いてやっていないかなと思います。やはり公立幼稚園としての役割を、医療的ケア児であったり支援が必要な方に、もっと向けた方がいいのではないかと、という感じがします。実際に運営される先生方が、どう思われるのかわかりませんが、方向性を少し検討した方がよいのではというのが一園医の考えです。

会長

それでももう少しご意見をいただきたいと思えます。他にこのあり方についてご意見ありませんか。

委員

整備の方向性ということで、ちょっと文言で気になる点が4ページの最後のところにあります。保育所の長寿命化・民営化・閉園などのあらゆる施策を実施してまいります、となっておりますが、今回の提案の内容を考えると、私立、市立どちらも、保育所、認定こども園をどちらかというところと拡充していくと捉えたのですが、この文章のところにその閉園という言葉が入っていますが、拡充することと矛盾していると思えますが、拡充していくのだが、どこかの保育園が閉園するというようなことを説明してもらいたいと思えます。

会長

それでは、あり方そのものについてご意見が示されましたので、まとめて説明いただけますか。

事務局（こども未来部長）

幼稚園、保育所、今後のあり方については、今後次の計画を策定する際にこの部分については示していきたい、と考えています。それと最後のところの、保育所等の統廃合の部分についてですが、これはもともと認定こども園整備計画が、少子高齢化が進み、子供の数が少

ないということで、私立幼稚園、保育所、もちろん公立の幼稚園、保育所の全体の数を踏まえて計画を立てていました。それで中身は多少変わってきていますが、子供の数も減ってきていますので、現状の保育所の利用定員にてまかなえる状況になってきています。利用定員は、0歳児から6歳児までの子供の数をトータルしていますので、実際には、その待機児童の部分については、定員が不足していますので、そこを充実していくという形になります。全体的には、数が上がってくるため、保育所としても、統廃合が必要だと考えます。たしかに地域格差もあるかと思えます。幼稚園についても、すべて11園についてこれをすべてそのまま残した上でどうか、という点も必要な部分であると思っています。それらすべて踏まえて、今後統廃合を考えていきます。公立の保育園については、特に老朽化している施設が多いので、残していかなければならないところについては、施設整備をしていきたいと考えています。その中でも先ほど言っているように、岡山幼稚園と砂山で統廃合を考えているところがありますので、令和6年度を待たずに整備を進めていきたいと思っています。整備するには2年ほどかかりますので、その辺についても認めていただきたいと思っており提案させていただきます。

会長

これは重要な議題でありますので、確認をさせていただいて、今日ご提案いただいた見直しについて、ご意見を頂戴しており、この内容については、見直しの方向性も含めた、検討の余地があるといったご意見です。今日の子ども・子育て会議で本日承認という形をとりたい部分と、それから今後の計画検討で引き続き、検討の余地があり、検討課題となる部分があると認識していますがよろしいですか。では、今日の会議の中で特に委員の皆さんに本日お諮りしたい、今日は結論を出しておきたいという部分はどこですか。

事務局（こども未来部長）

整備計画は、公立幼稚園と公立保育所を全て認定こども園にするという整備計画となっていますので、この計画自体をいったん止めさせていただき、幼稚園も必要であるという話がある中で、全部が認定こども園にはならないという部分を認めていただきたいと思います。そして、今後についてはそのあり方については、次の計画で示していきたいと思っています。そしてこの2年間の間に待機児童がずっと続いていますので、それは公立の幼稚園、保育所として対応していかないといけない。そのために施設整備を進めさせていただきたいと考えています。

会長

本日の話としては、認定こども園の計画を進めてきましたが、ここにきて見直しをはかりたいということになります。これについては本日承認をいただきたいということで、進めさせていただいてよろしいですか。それでは見直しについては了解するとします。それから今

後についてはこの計画はまだまだ引き続き継続した議論が必要であり、それから次の計画について反映するという先ほどの説明がありましたので、そこでの議論を続けていくということでここまでとしますがよろしいですか。本来ですと、この案件にもっと時間をかけた方がいいと思いますがここまでとします。

それでは最後になりますが、特定教育・保育施設の利用定員についてお願いします。

(3) 特定教育・保育施設の利用定員について

事務局（保育こども園課）

資料3「特定教育・保育施設の利用定員の変更申請施設一覧」をご覧ください。特定教育・保育施設の利用定員の変更予定についてです。3園が利用定員を増加する予定で、合計24人増加の予定となっております。なお、ふたば保育園は現4歳児の進級に伴い5歳児の定員を設定をするもの、たから幼稚園は新園舎の建築に合わせて保育定員を増加するもの、まつえ幼稚園は次年度の2歳児の受入れを増加するものです。なお、定員減少については、協議中のところもありますので、あらためてご報告させていただきます。

会長

今の説明についてご質問等ございますか。よろしいですか。資料3については、報告いただいたということにいたします。それでは、その他について事務局からお願いします。

(4) その他

事務局（子育て支援課）

その他の項目として、事務局から「こども家庭庁・市町村こども計画」及び「和歌山市子ども・子育て支援事業計画次期計画策定について」、委員の皆様にご報告させていただきます。その他資料①をご覧ください。令和4年6月に「こども家庭庁設置法」が成立し、子ども政策の司令塔となる、こども家庭庁が今年4月に設置されます。少子化に歯止めがかからない中、こども家庭庁は、こどもの視点、子育て当事者の視点に常に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む組織であり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子供に関する福祉行政を担うとされています。

また、子ども政策を総合的に支援することを目的に「こども基本法」も同日に成立し施行されますが、このこども基本法において、国は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項について定める「こども大綱」を定めなければならないとされており、「少子化対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」を含まなければならないとされています。また、この「こども大綱」を勘案し都道府県と市町村は「こども計画」を定め

るよう努めるとされています。

本市としては、令和2年度から令和6年度までの5か年を一期とした「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画策定に向け、その他資料②のように現計画策定スケジュールを参考に令和5年度から取り組む予定となっています。この「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして作成することができるとされており、次期和歌山市子ども・子育て支援事業計画を「こども計画」として策定することも視野に入れ、策定作業に入る予定としています。計画策定にあたり、令和5年度の子ども・子育て会議にてご審議いただく予定です。以上です

会長

ありがとうございました。それでは他にご意見ないでしょうか。事務局もよろしいですか。では、皆様、ご審議ご意見をいただきましてありがとうございました。特に繰り返しませんが、認定こども園の制度の見直しについては、資料の文言の使い方のレベルの話と本質的な行政の中身の施策の見直しについてということで、あとは継続的に見直すということとなります。それから、文言の部分で気になるところがあるということであれば会長の私に問い合わせただき、行政の方で対応可能であれば、今日の資料のところを差し替え、もしくは訂正ということで対応をお願いしますか。本質のところは当然議論していただくということにさせていただきたいと思います。それでは私の部分は以上とさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。

会議次第5 略